



福岡医発第 1837 号 (地)

平成 30 年 9 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦について

今般、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課より性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦依頼がありました。

本県では、平成 25 年度「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、性暴力被害者の早期回復に向けた支援を行っており、現在、22 医療機関に性暴力被害者の診察等を協力していただいております。

同課は、被害者の利便性の向上などのニーズに応じた支援を行うために、本年度も協力医療機関を推薦いただきたいとのことです。

また、平成 30 年 9 月 20 日付福岡医発第 851 号 (地) にて、刑法の一部改正による男性や児童の性暴力被害への対応可否に関する調査 (以下、「対応調査」) の実施についてご連絡しておりましたが、別添 3 のとおり「2. 対応可能な範囲として御協力いただきたい項目」 (以下、「任意項目」) に整理されており、推薦いただいた医療機関については、他の「任意項目」とともに推薦後に改めて対応可能な範囲の確認を行うとともに、「対応調査」に「対応可」と回答した既存の協力医療機関 (以下、「対応可医療機関」) については、今後、協力に関する説明を直接行いたいとのことです。

本件については、9 月 13 日開催の第 20 回全理事会における協議の結果、協力することを承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、別添 3 の内容に協力可能な医療機関の追加推薦についてご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 医療機関のご推薦は 10 月 19 日 (金) までにご回答下さい。
- 2) 本件については、福岡県産婦人科医会にも会員への周知依頼を行っております。
- 3) 今回ご推薦いただいた医療機関には、同課が医療機関へ連絡の上、直接事業等のご説明に伺います。
- 4) 同課による「対応可医療機関」への説明については、可能な限り協力いただくよう本会より直接通知しております。

推薦書

第 号
平成 30 年 月 日

福岡県医師会
会長 松田 峻一良 殿

〇〇医師会
会長 〇〇 〇〇

性犯罪被害者支援事業における提携医療機関の推薦について（回答）

先に依頼がありました標題の件について、下記の医療機関を推薦いたします。

記

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()

医療機関名		管理者氏名	事務担当者氏名
住所	〒		TEL ()

30生安第1624号

平成30年9月7日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県人づくり・県民生活部長

(生活安全課)

性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦について（依頼）

平素より、本県の性暴力被害者支援事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、平成25年度に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、性暴力被害者の早期回復に向け支援しています。

本事業の実施に当たりましては、当センターの開設以降、貴会に御支援をいただき、現在、22の医療機関の御協力により、性暴力被害者の診療等を行っていただいているところですが、被害者の利便性の向上など、ニーズに応じた支援を行うためには、さらに多くの医療機関における診療体制の確保が必要であると考えております。

つきましては、本事業に御協力いただける医療機関の推薦に関し、特段の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

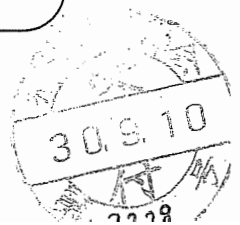
なお、別添資料「協力医療機関への依頼事項」のとおり、「必須として御協力いただきたい項目」及び「対応可能な範囲として御協力いただきたい項目」を整理しており、御協力いただける医療機関については、改めて対応可能な範囲について確認させていただきたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

ご連絡先

女性・子ども安全係 担当 樺島、川口

(電話) 092-643-3124 (FAX) 092-643-3169

(E-mail) kawaguchi-k9878@pref.fukuoka.lg.jp



福岡県における性暴力被害者支援事業の概要

1 事業の目的

県内の性犯罪の認知件数が高水準で推移している現状に鑑み、性犯罪被害の相談対応を一元的に行う体制を整備し、被害者の心身の早期回復に向けた支援を推進し、併せて警察への被害申告の促進・被害の潜在化防止を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の運営

性暴力の被害者等が、安心して相談でき、医療面のケアなどの必要な支援を迅速に受けることができるよう、相談窓口を設置し、24 時間・365 日運営している。

《参考資料》

○別添 1 「性暴力被害者支援センター・ふくおか」について

○別添 2 「性暴力被害者への対応」(フロー図)

(2) 医療機関との連携

産婦人科を中心とする医療機関との連携を図り、被害者の早期受診につなげる。

※ 協力医療機関：現在、県内 22 の医療機関にご協力をいただいている。

《参考資料》

○別添 3 「協力医療機関への依頼事項」

○別添 4 「性暴力被害者支援に係る協力医療機関一覧」《取扱注意》

(3) 性犯罪被害者等に対する公費支出

○ 医療費

急性期の被害者に対する初回診療に係る医療費の実費額を支出。

○ 緊急宿泊施設費

自宅が被害場所となり、物理的、精神的に居住することが困難な急性期の被害者に対し、ホテル宿泊費の一定額を支出（上限 3 泊）。

○ カウンセリング及び弁護士相談費用

臨床心理士によるカウンセリング（上限一人 3 回）及び弁護士相談（一人 1 回）費を支出。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」について

1 目的

福岡県内の性犯罪の認知件数が高水準で推移している現状に鑑み、性暴力被害の相談対応を一元的に行い、被害者の早期回復に向けた支援を推進するため、平成25年7月30日に開設した。

平成27年12月には、性暴力の被害に遭われた方が、いつでも安心して相談できるよう、相談時間を24時間とし、相談体制の充実を図った。

2 概要

(1) 支援対象

性暴力の被害者

(強制性交等・強制わいせつ《未遂・致傷を含む》)に相当する被害を受けた方)

※ 警察への被害届の有無や性犯罪として取り扱われたかどうかを問わない。

※ 配偶者からの性暴力や、児童に対する性虐待も対象とする。

(2) 支援内容

- ① 電話相談(専門の相談員が対応)。必要に応じて本人との面接を実施
- ② 医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施
- ③ 被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出

(3) 相談時間

期 間	開設(平成25年7月30日)～	平成27年12月1日～
相談時間	9時から24時まで (年末・年始を除く)	24時間・365日 (年中無休)

(4) 相談体制

- ・常時2名体制
- ・相談員、支援員は、相談経験、看護師や精神保健福祉士などの資格を有している者で、専門的養成講座を受講済み

(5) 運営委託先

公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター

※ 犯罪被害者等支援に関するノウハウを有する法人で、県及び政令市からの委託を受け、性暴力被害者支援センター・ふくおかを運営

(6) 協力医療機関

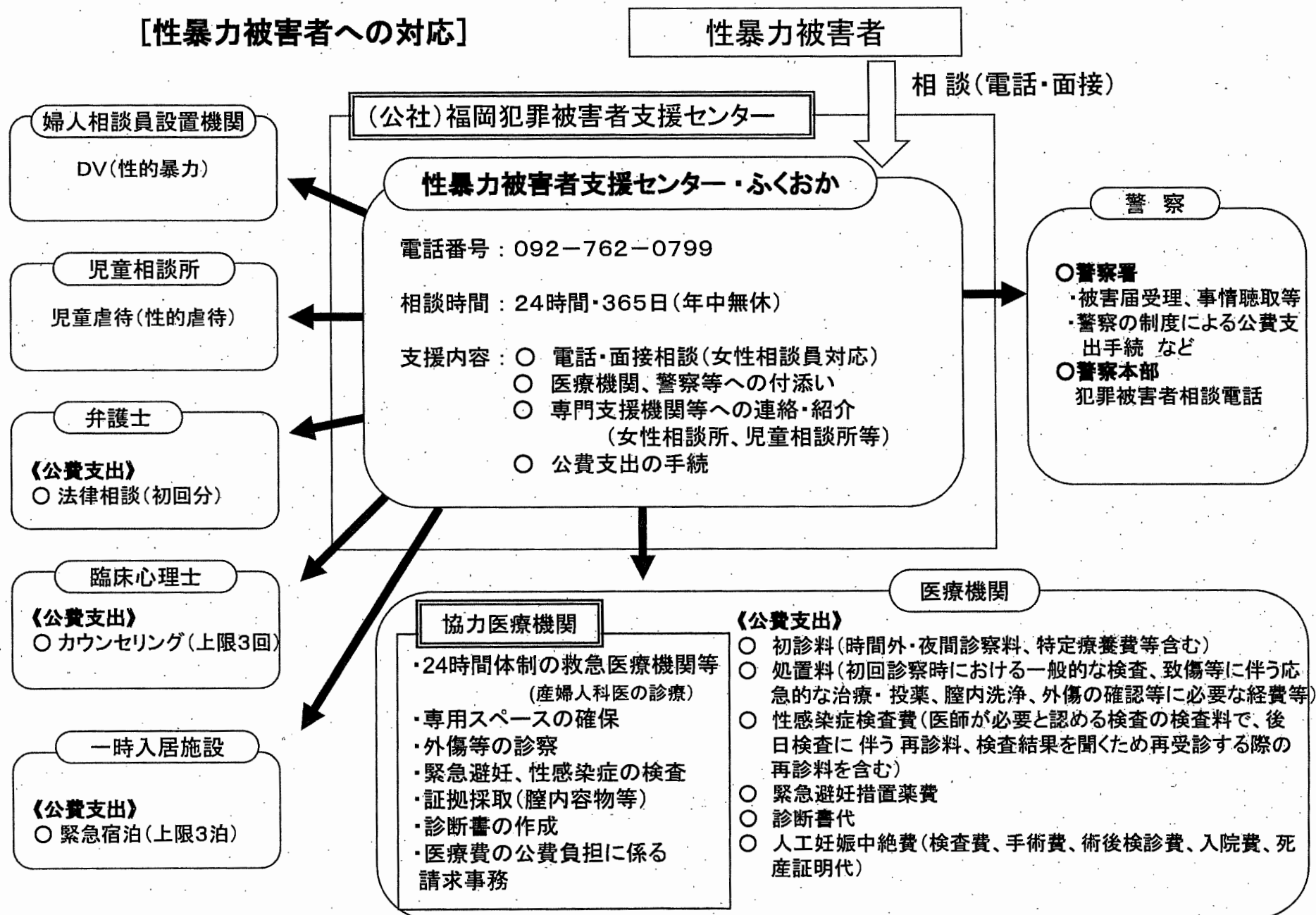
受診に際して、被害者の心情に配慮した対応や公費支出の対応など、県の性暴力被害者支援に協力をいただける医療機関を協力医療機関として、県内22医療機関と連携している。

※ 協力医療機関は、福岡県医師会からの推薦を受け確保

3 相談実績 (平成25年7月30日～平成30年3月31日)

- (1) 電話相談 延べ相談件数 5,383件(実人数 1,601人)
- (2) 直接支援(電話相談以外の支援の延べ件数) 718件(実人数 210人)

[性暴力被害者への対応]



協力医療機関への依頼事項

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な行為であり、被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受け、様々な困難や苦しみに直面します。しかし、被害直後に適切な支援を受けることができれば、その後の被害者の心身の回復に大きく寄与するものと考えられ、医療機関における診療は被害者の健康回復に重要な役割を担っています。

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を運用するにあたり、現在、県内22の医療機関に御協力をいただいているところですが、より近い医療機関を受診することにより、被害者の負担を軽減する趣旨から、県内各地に協力医療機関を拡充したいと考えています。

1 必須として御協力いただきたい項目

(1) 性感染症検査

原則として、HIV、淋病、梅毒、クラミジア、B型肝炎の検査。

(2) 緊急避妊措置等

緊急避妊薬の処方、人工妊娠中絶、膣内洗浄。

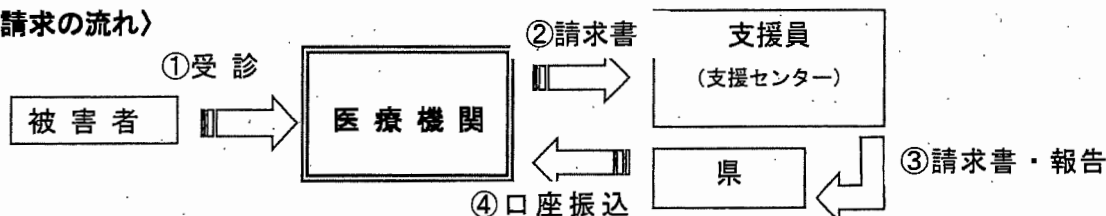
(3) 外傷等の診療、治療

膣内への挿入（陰茎、手指等）による膣内の裂傷、暴行とそれへの抵抗による身体の内出血、打撲、擦過、骨折等の負傷の応急的治療。

(4) 医療費の公費支出に伴う請求事務

急性期の性犯罪被害者の精神的・身体的負担の軽減や二次被害の防止のため、一定の条件のもと、初診等に係る医療費を県が支出する制度です。

〈請求の流れ〉



2 対応可能な範囲として御協力いただきたい項目

(1) 待機場所の確保

被害者への配慮から、他の患者の目に触れることのない待機場所の確保。

(2) 証拠資料の採取（捜査協力）

① 警察へ被害申告を行う

膣内容物、陰毛付着微物、直腸内容物、身体付着物の採取。

採取の際は、**警察官**が採取キットを持参のうえ医療機関に臨場し、医師に要領の説明を行った上で行います。

② 警察へ被害申告を行わない（被害者が証拠採取を希望する場合）

性暴力被害者からの証拠採取に係るマニュアルやDVDを参考に、膣内容物等の採取。

採取の際は、**支援員**が採取キットを持参し、医療機関に付き添った上で、医師に行ってもらいます。

(3) 診療受付時間外の受診

相談受付時間を24時間・365日としていますので、診療受付時間外の受診が必要となる場合があります。被害者が受診する際は、必ず支援員が付き添います。

(4) 男性被害者、被害児童の受診

平成29年7月の刑法改正により、今後、男性や児童からの相談増加が見込まれており、支援者や警察官が男性や児童の相談者の受診が必要と判断した場合、あらかじめ対応可能と回答いただいている医療機関に支援員が事前に連絡を入れますので、被害状況等に応じて適切な診療科をご判断のうえ対応をお願いします。

性暴力被害者支援に係る協力医療機関一覧

別添4

平成30年4月1日現在

医療機関名		所在地
北九州地区	公益財団法人健和会健和会大手町病院	北九州市小倉北区大手町15番1号
	JCHO九州病院(旧九州厚生年金病院)	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
	ともおレディースクリニック	豊前市大字久松8-1
	医療法人五秀会末永産婦人科麻酔科医院	北九州市門司区港町6-15
	医療法人大塚産婦人科クリニック	北九州市八幡西区千代ヶ崎2-2-12
	桑原産婦人科医院	中間市中間3丁目5-5
	北九州市立八幡病院	北九州市八幡東区西本町4-18-1
福岡地区	済生会福岡総合病院	福岡市中央区天神1-3-46
	福岡赤十字病院	福岡市南区大楠3-1-1
	石田レディースクリニック	福津市有弥の里22-10-17
	医療法人宗像セントラルクリニック	宗像市宮田2-11-10
筑豊地区	飯塚病院	飯塚市芳雄町3-83
	社会保険田川病院	田川市上本町10-18
	田川市立病院	田川市大字糺1700番地2
筑後地区	地方独立行政法人大牟田市立病院	大牟田市宝坂町2丁目19番地1
	独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院	久留米市櫛原町21番地
	社会医療法人天神会新古賀病院	久留米市天神町120番地
	深川レディースクリニック	久留米市田主丸町田主丸1-28
	医療法人社団高邦会高木病院	大川市酒見141-11
	公立八女総合病院	八女市高塚540番地2
	医療法人慈母会池田レディースクリニック	八女市本村56番地2
	大橋医院	大川市大字津字前古賀26-1

30生安第1625号

平成30年9月7日

公益社団法人福岡県医師会

会長 松田 峻一良 殿

福岡県人づくり・県民生活部長

(生活安全課)

男性や児童への性暴力被害のご対応について（依頼）

平素より、本県の性暴力被害者支援事業に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、協力医療機関における男性や児童の性暴力被害への対応に係る調査について（平成30年6月5日30生安第647号。以下、「調査」という。）に記載のとおり、昨年7月の刑法改正に伴い、性暴力被害者支援センター・ふくおかへの男性や児童からの相談件数の増加を見込んでおります。本県といたしましては、別添資料「協力医療機関への依頼事項」のとおり、各協力医療機関において、対応可能な範囲で、男性被害者、被害児童の受診について御協力いただきたいと考えております。

つきましては、調査において対応可能と回答した医療機関に対し、御説明に伺いたいと考えておりますので、貴会の御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・協力医療機関への依頼事項
- ・男性や児童の性暴力被害への対応についての調査結果

ご連絡先

女性・子ども安全係 担当 樺島、川口

（電話）092-643-3124 （FAX）092-643-3169

（E-mail）kawaguchi-k9878@pref.fukuoka.lg.jp

取扱い注意

貴会限り

○男性や児童の性暴力被害への対応についての調査結果

協力医療機関		対応可否	
		男 性	児 童
北九州地区	公益財団法人健和会 健和会大手町病院	○	×
	JCHO九州病院 (旧九州厚生年金病院)	○	○
	ともおレディースクリニック	×	×
	医療法人五秀会 末永産婦人科麻酔科医院	×	○
	医療法人 大塚産婦人科クリニック	×	×
	桑原産婦人科医院	×	○
	北九州市立八幡病院	○	○
福岡地区	済生会福岡総合病院	○	○
	福岡赤十字病院	×	○
	石田レディースクリニック	×	×
	医療法人 宗像セントラルクリニック	×	×
筑豊地区	飯塚病院	○	○
	社会保険田川病院	○	○
	田川市立病院	×	×
筑後地区	地方独立行政法人 大牟田市立病院	○	○
	独立行政法人 地域医療機能推進機構 久留米総合病院	×	×
	社会医療法人天神会 新古賀病院	○	×
	深川レディースクリニック	×	○
	医療法人社団高邦会 高木病院	○	○
	公立八女総合病院	×	×
	医療法人慈母会 池田レディースクリニック	×	×
	大橋医院	×	×

福岡県医発第 1827 号(地)

平成 30 年 9 月 21 日

福岡県産婦人科医会

会長 平川 俊夫 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一良

(公 印 省 略)

性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦について（周知依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課より性暴力被害者支援事業における協力医療機関の推薦依頼がありました。

本県では、平成 25 年度「性暴力被害者支援センター・ふくおか」を設置し、性暴力被害者の早期回復に向けた支援を行っており、現在、22 医療機関に性暴力被害者の診察等を協力していただいております。

同課は、被害者の利便性の向上などのニーズに応じた支援を行うために、本年度も協力医療機関を推薦いただきたいとのことです。

なお、昨年、刑法の一部改正があり、「強姦罪」の構成要件が見直され、「強制性交等罪」として男性に対する性交等の行為も対象となりとともに「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」が新設され、18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響があることに乗じて性交等の行為をした場合の罰則規定が設けられました。

そこで、本改正に伴い、別添 3 のとおり「2. 対応可能な範囲として御協力いただきたい項目」（以下、「任意項目」）に整理されており、推薦いただいた医療機関については、他の「任意項目」とともに推薦後に改めて対応可能な範囲の確認を行うこととなっております。

本件については、7 月 13 日開催の第 12 回全理事会における協議の結果、協力することを承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知協力方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、各医師会から本会への推薦回答締切は 10 月 19 日（金） としておりますので、協力いただける医療機関の申出については、本期日を鑑みた上で、所属郡市医師会へ行っていただきますようお願いいたします。

謹 白

福岡県医発第 1831 号(地)
平成 30 年 9 月 21 日

性暴力被害者支援事業
協力医療機関長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

性暴力被害者支援事業における男性や児童への性暴力被害の対応について

謹啓 時下貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、福岡県人づくり・県民生活部生活安全課より標記の件について協力依頼がありました。

昨年の刑法の一部改正に係る男性被害者及び児童被害の対応可否について、同課より協力医療機関に対して、直接、調査が行われたところですが、同対応については、別紙「協力医療機関への依頼事項」の「2. 対応可能な範囲として御協力いただきたい項目(4) 男性・被害児童の受診」に整理されました。

そこで、本調査で「対応可」と回答した既存の協力医療機関に対しては、今後、男性被害者もしくは児童被害の対応協力に関する説明に直接伺いたいとのことです。

本件については、9 月 13 日開催の第 20 回全理事会における協議の結果、協力することを承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、同課による説明について可能な範囲での対応についてご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

謹 白